

令和 7 年度決算に基づく
健全化判断比率審査意見書

石狩市監査委員

石 監 査 第 62 号
令和 8 年 8 月 25 日

石狩市長 加 藤 龍 幸 様

石狩市監査委員 及 川 浩 史

石狩市監査委員 日下部 勝 義

令和 7 年度決算に基づく石狩市健全化判断比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項の規定により審査に付された、令和 7 年度決算に基づき算定した健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、次のとおり意見を提出します。

目 次

第1	審	査	対	象	・・・・・・・・・・・・・・・・	1			
第2	審	査	期	間	・・・・・・・・・・・・・・・・	1			
第3	審	査	方	法	・・・・・・・・・・・・・・・・	1			
第4	審	査	結	果	・・・・・・・・・・・・・・・・	1			
第5	審	査	意	見	・・・・・・・・・・・・・・・・	1			
第6	審	査	概	要	・・・・・・・・・・・・・・・・	2			
1	対	象	会	計	・・・・・・・・・・・・・・・・	2			
2	健	全	化	判	断	比	率	・・・・・・・・・・・・・・・・	2

第1 審査対象

令和7年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査期間

令和8年8月4日から8月17日まで

第3 審査方法

審査は監査基準に準拠し、健全化判断比率が地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて算出され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、関係書類との照合を行うとともに、関係職員の説明を求め審査を実施した。

第4 審査結果

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されている。

第5 審査意見

健全化判断比率の4指標については、いずれも早期健全化基準を大幅に下回っており、総じて適正な水準にあると認められる。

しかしながら、実質公債費比率については、前年度と同率の6.5%となっており、本市財政運営指針の目標値（令和8年度末において8.0%未満）は下回っているものの、本比率の算定基礎となる単年度比率は2年連続で上昇している。本比率は、過去3年の単年度比率の平均値により算出されるため、当年度は比率の上昇はなかったが、今後の動向には十分留意されたい。

また、将来負担比率については、前年度から0.4ポイント上昇して47.0%となり、同指針に掲げる目標値（同 46%未満）を前年度に引き続き超過する結果となった。今後とも、市債の発行対象事業の厳選を徹底するなど、中長期的な展望に基づき将来負担の縮減に努められたい。

第6 審査概要

審査した健全化判断比率の概要は、次のとおりである。

1 対象会計

会 計 名		区 分	各指標の適用範囲			
一 般 会 計		普 通 会 計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
国民健康保険事業特別会計		公 営 事 業 会 計				
国民健康保険診療所特別会計						
後期高齢者医療特別会計						
介護保険事業特別会計						
介護サービス事業特別会計						
水 道 事 業 会 計		公 営 企 業 会 計				
下 水 道 事 業 会 計						
石 狩 湾 新 港 管 理 組 合		一 部 事 務 組 合 ・ 広 域 連 合				
石 狩 北 部 地 区 消 防 事 務 組 合						
石 狩 西 部 広 域 水 道 企 業 団						
石 狩 教 育 研 修 セ ン タ ー 組 合						
北 海 道 市 町 村 備 荒 資 金 組 合						
北 海 道 市 町 村 職 員 退 職 手 当 組 合						
北 海 道 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合						

2 健全化判断比率

(単位: %)

区 分	令 和 7 年 度 決 算	令 和 6 年 度 決 算	令 和 5 年 度 決 算	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	-	-	-	12.53	20.00
連結実質赤字比率	-	-	-	17.53	30.00
実質公債費比率	6.5	6.5	6.4	25.0	35.0
将来負担比率	47.0	46.6	41.6	350.0	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため「-」と記載した。

(1) 実質赤字比率

標準財政規模に占める普通会計の実質赤字額の割合を示し、財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

(算定式)

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{普通会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 標準財政規模: 地方公共団体が標準的に収入すると見込まれる一般財源
令和7年度 標準財政規模 19,236,492千円

(2) 連結実質赤字比率

標準財政規模に占める公営企業会計を含む全会計を合算した実質赤字額の割合を示し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

(算定式)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(3) 実質公債費比率

地方債元利償還金及び公債費に準ずる債務負担行為に係る支出などの合計額に充当された一般財源の額が、標準財政規模を基本とした額に占める割合を示し、公債費による財政負担の度合いを判断する指標である。

(算定式)

$$\text{実質公債費比率 (単年度)} = \frac{(A + B) - (C + D)}{E - D}$$

- A: 地方債の元利償還金(繰上償還等を除く)
- B: 地方債の元利償還金に準ずるもの(準元利償還金)
- C: 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源
- D: 地方債に係る元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額
- E: 標準財政規模

当年度の実質公債費比率の算定に用いる数値

(単位: 千円)

区分	令和7年度決算	令和6年度決算	令和5年度決算
A	2,953,112	2,926,318	2,968,957
B	752,523	636,765	775,200
C	499,560	340,089	450,988
D	2,052,945	2,140,757	2,264,595
E	19,236,492	18,622,330	18,160,204

注: 実質公債費比率は、直近3ヶ年の平均で算定する。

(4) 将来負担比率

将来の公債費等負担予定額の標準財政規模に占める割合を示し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である。

(算定式)

$$\text{将 来 負 担 比 率} = \frac{\text{A} - \text{B}}{\text{C} - \text{D}}$$

A: 将来負担額

B: 充当可能財源等

C: 標準財政規模

D: 算入公債費等の額

将来負担比率の算定に用いる数値

(単位: 千円)

区分	令和7年度決算	令和6年度決算	令和5年度決算
A	40,812,791	38,484,375	38,300,226
B	32,719,481	30,792,596	31,681,290
C	19,236,492	18,622,330	18,160,204
D	2,052,945	2,140,757	2,264,595